

別紙②

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例（案）

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 特定受託業務従事者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。）又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者（同条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。）又は特定受託事業者であった者に業務委託（同条第3項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をし、又は業務委託をしていた事業者</u></p> <p><u>(4) 前3号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは派遣労働者（以下「労働者等」という。）若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者であった者 当該他の事業者</u></p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者</u></p>

(5) 略

2 略

3 事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 略

(4) 略

2 略

3 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。